

公益財団法人日本スポーツ協会
令和 6 年度第 6 回理事会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 5 日(水) 14:00～16:05

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階大会議室「スタジアム」
※Web 会議を併用

会場出席者

<理事>

遠藤利明会長、越川均、坂元要、益子直美の各副会長、森岡裕策専務理事、
山本浩、岩田史昭の各常務理事、今浦千信、勝田隆、角屋憲正、刈谷好孝、工藤保子、
國吉富美子、高野瑞洋、霊池恵量、松井守、山倉紀子の各理事

<監事>

藤田裕司

Web 出席者

<理事>

池田めぐみ、今井純子、鹿島丈博、高井志保、田畑綾美、東瀬義人、丸山由美、
室伏由佳の各理事

Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数 28 名、うち出席 25 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、遠藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号：令和 7 年度事業計画及び予算について

(事業計画：森岡専務理事、予算：岩田常務理事)

令和 7 年度事業計画について、以下の通り説明。

「Ⅰ.事業方針」として、創立 100 周年を機に採択した「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現を目指し、「JSPO 中期計画 2023-2027」に基づき、各委員会においてアクションプランや事業計画を整備し、加盟団体をはじめ関係機関・団体などと連携・協力し、着実にその実現を目指す。

「Ⅱ.事業内容」、「<公1>国民スポーツ推進事業」では、「1. スポーツイベント開催・競技力向上」として、国民スポーツ大会から、日本スポーツマスターズ、「スポーツの日」中央記念行事を実施する。また、国民スポーツ大会と日本スポーツマスターズ、少年団団員・指導者を対象に開催している JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH(旧全国スポーツ少年

大会)の連携・共同を図る統合ブランドとして「JAPAN GAMES」が目指すスポーツの価値の最大化と大会開催の機運醸成のためのイベントを実施する。

「2. 国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流、ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献、国際スポーツ・フォー・オール団体との協力、スポーツ関連機関・団体との関係強化を実施する。

「3. スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため、各種講習会や大会を実施する。なお、青少年スポーツ交流大会では、「全国スポーツ少年大会」を「JAPAN GAMES JUNIOR&YOUTH」へ、「全国スポーツ少年団競技別交流大会」を「エンジョイ！スポーツフェスティバル」へ名称を変更し、開催する。

「4. 地域スポーツクラブ育成・支援」では、令和 5 年 3 月に策定・公表した「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2023-2027」に基づき、各種の取組を通して総合型クラブの活動を推進する。

「5. スポーツ指導者育成・活用促進」では、公認スポーツ指導者を育成するため、各種講習会や研修会を実施する。

「6. スポーツ医・科学推進」では、各研究に取り組むとともに、国民スポーツ大会におけるドーピング検査の実施や、アンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進する。

「7. 広報活動推進」では、広報活動の推進やスポーツニュース配信等の活動に取り組み、当協会のブランド向上を目指す。

「8. 社会貢献活動推進」では、スポーツによる社会貢献を目的としたキャンペーン活動、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰、スポーツにおける暴力行為等根絶に向けた取組、スポーツボランティア活動推進を通して、スポーツによる社会貢献活動に取り組む。

「9. 組織体制充実・強化」では、免税募金、スポーツ会館の管理・運営を行う。

「＜収 1＞マーケティング事業」では、JSPO ファンの獲得と組織の収益力の強化を図るため、JSPO ブランド力を強化する取組や「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」を推進し、協賛企業との連携強化と新規協賛企業の獲得などに努める。

「＜収 2＞出版物等販売事業」では、総合情報誌「Sport Japan」やスポーツ指導者向けの教本販売などにより、当協会の財源確保に努める。

「＜他1＞加盟団体組織体制促進事業」では、加盟団体が、スポーツに対する社会の信頼と期待に応え、自立した組織運営や組織整備ができるよう、スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査などを通じて、ガバナンスの向上に取り組む。

「Ⅲ.組織運営及び財政の確立」については、これらの事業の推進にあたり、当協会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の検討を行い、効率的な運営に努めていく。また、組織運営の健全性を維持・確保するため、スポーツ団体ガバナンスコードを踏まえ、より一層コンプライアンスの徹底およびガバナンスの強化に努めるとともに、「JSPO 人材育成計画 2023-2027」に基づき事務局職員の人材育成を行う。さらに、「JSPO 財務計画 2023-2027」に基づき、財政基盤の安定化を図る。

令和 7 年度予算についても、以下の通り説明。

一般正味財産増減の部の経常増減の部、「経常収益」について、「受取登録料」は、公認スポーツ指導者新規登録者およびスポーツ少年団登録者数減を見込み、7,274 万

1,000 円の減額とした。「事業収益」の「参加料収入」については、各種講習会・研修会等の参加料の改定により、7,104 万 7,000 円の増額とした。「受取補助金等」については、各補助団体・助成団体からの内示額または要望額をもとに編成している。スポーツ振興基金助成金は、要望事業の事業費減により、4,332 万 4,000 円の減額となる。以上により、経常収益の合計は、令和 6 年度に対し 368 万 7,000 円減の 40 億 9,221 万 7,000 円を計上する。

「経常費用」については、「事業費」は、日韓中青少年冬季スポーツ交流において 3 カ国持ち回りの日本開催年になることにより滞在費が増額、登録者管理等のための各種システム運用にかかる業務委託費および支払手数料が増額となる。以上により、経常費用の合計は、令和 6 年度に対し 1,730 万 3,000 円増の 44 億 3,492 万 1,000 円を計上する。

経常収益の合計と経常費用の合計の差である当期経常増減額は、3 億 4,270 万 4,000 円となる。

経常外増減の部については、収益、費用とも計上はない。

経常増減の部と経常外増減の部、さらには法人税、住民税および事業税を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で 3 億 4,681 万 7,000 円の減額となる。

「指定正味財産増減の部」は、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰のための秩父宮基金引当資産であり、事業費に充当するため 500 万円の減となる。以上により、「正味財産期末残高」は、令和 6 年度に対し、3 億 5,181 万 7,000 円減の 111 億 3,127 万 4,000 円となる。なお、正味財産が約 3 億 5,000 万円減額となる予算編成としているが、その内約 2 億 6,000 万円は、主に「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」の減価償却費用であり、それを除く経常収支は約 1 億円の赤字となる。

大変厳しい財務状況下ではあるが、JSPO「中期計画 2023-2027」の着実な実行、「JSPO スポーツ情報システム」にかかる初期投資的側面をもった予算編成としている。

さらには、物価高騰や人件費の増により費用全体が押し上げられるなか、効果的・効率的な事業実施によるコスト削減に取り組むとともに、収益増による財源確保を目指していく。

資金調達の見込みについては、特に借入の予定はなく、設備投資の見込みについては、スポーツ情報システムの構築費を見込んでいる。

以上、令和 7 年度事業計画、令和 7 年度予算ならびに資金調達および設備投資の見込みについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

第 2 号：当協会への加盟について

(岩田常務理事)

去る令和 7 年 2 月 4 日開催の令和 6 年度第 2 回加盟団体審査委員会において、公益社団法人日本パークゴルフ協会、一般社団法人日本自動車連盟、一般社団法人日本 e スポーツ連合の加盟について審議した結果、当協会加盟申請審査要項に定める加盟団体としての基準を満たしていると判断し、本理事会において審議いただくこととなった。

<公益社団法人日本パークゴルフ協会(略称:NPGA)>

公益社団法人日本パークゴルフ協会は、準加盟団体としての加盟申請となる。

スポーツとしてのパークゴルフの認知度向上、当協会が行う種々の事業への参画、組織運営や普及についての指導・助言を通して、国内外にパークゴルフの一層の普及を図るため、当協会への加盟を希望している。

日本パークゴルフ協会は、平成 12 年に前身の特定非営利法人国際パークゴルフ協会として活動をスタートし、平成 22 年に一般社団法人に移行、名称を日本パークゴルフ協会に変更、平成 23 年に現在の公益社団法人へと移行し現在に至る。

主な事業は、パークゴルフの普及、指導に関する事業や公認コースの認定に関する事業などである。都道府県支部は、23 都県に関連組織を整備しており、そのうち 3 団体が都道府県スポーツ協会に加盟している。なお、類似団体はない。

<一般社団法人日本自動車連盟(略称:JAF)>

一般社団法人日本自動車連盟は、承認団体としての加盟申請となる。

他の加盟競技団体との連携やスポーツ全体の価値向上に貢献するとともに、モータースポーツの持つ魅力と可能性を広く社会につたえ、モータースポーツのさらなる発展とスポーツの普及、発展に寄与するため、当協会への加盟を希望している。

日本自動車連盟は、昭和 38 年から社団法人日本自動車連盟として活動しており、平成 23 年に一般社団法人へ移行し現在に至る。

主な事業は、当協会への加盟に関係するところでは、国際モータースポーツ競技規則に基づく自動車スポーツの統轄、その他自動車スポーツの普及振興に関する業務となる。その他にも馴染み深いところでは故障車、事故車等の救援および移動などの事業も行っているが、当協会と取り組む事業としてはあくまでモータースポーツに関する事業のみとなる。都道府県支部は、47 都道府県に関連組織を整備しており、そのうち都道府県スポーツ協会への加盟はない。なお、類似団体はない。

<一般社団法人日本 e スポーツ連合(略称:JeSU)>

一般社団法人日本 e スポーツ連合は、承認団体としての加盟申請となる。

e スポーツの競技的地位の向上と社会的認知の拡大、スポーツとしての倫理観やフェアプレー精神のさらなる普及、他のスポーツ団体との連携を通じた相互発展を図るため、当協会への加盟を希望している。

日本 e スポーツ連合は、平成 30 年に設立し、7 年の活動実績がある。

主な事業は、e スポーツ振興に関する調査、研究、啓発や e スポーツ競技大会の普及、e スポーツ選手育成に関する支援などである。都道府県支部は、37 都道府県に関連組織を整備している。そのうち都道府県スポーツ協会への加盟はない。なお、e スポーツに関する類似団体はない。

e スポーツは、新たなスポーツの楽しみ方として発展・拡大を続けており、スポーツ享受の多様化に貢献する存在として認識されつつある一方、非スポーツ的価値観を含むタイトルの存在や、ゲーム障害(いわゆるゲーム依存症)等に対して適切に対応していくことが課題となっている。この点については、日本 e スポーツ連合としても真摯に受けて止めており、その課題解決に向けて様々な取組を実施している。e スポーツにはこのような課題面もある一方、性別、年齢、障がいの有無に関係なく誰もが共通のフィールドで参加可能な競技

であり、オンラインを通じた多様性への理解、チームプレイを通じたリーダーシップやコミュニケーションスキルの醸成、高齢者の認知症予防等、あらゆる人々のウェルビーイングの向上に資する活動でもある。

以上、公益社団法人日本パークゴルフ協会を準加盟団体として、一般社団法人日本自動車連盟および一般社団法人日本 e スポーツ連合を承認団体として、当協会の加盟団体とすることについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。本件については、令和 7 年 6 月開催予定の定時評議員会へ付議される。

(越川副会長)

準加盟団体と承認団体にはどのような違いがあるか。

(岩田常務理事)

準加盟団体の加盟に当たっての審査項目は、非営利法人として 4 年以上の活動実績、都道府県支部数は 12 以上、都道府県スポーツ協会への加盟は 2 以上であり、承認団体は非営利法人として 3 年以上の活動実績、都道府県支部数は 8 以上、都道府県スポーツ協会への加盟は問わないとしている。

年次分担金は、正加盟団体は 40 万円、準加盟団体は 20 万円、承認団体は 10 万円としている。また、国民スポーツ大会での正式競技としての実施、評議員や理事候補者の選出ができるのは正加盟団体のみ等、加盟の種類により権限も異なる。

(遠藤会長)

国民スポーツ大会での文化プログラムに参加するためには加盟状況は関係するのか。

(岩田常務理事)

国民スポーツ大会「文化プログラム」は、当協会への加盟状況は関係しない。開催県の大会実行委員会が国民スポーツ大会委員会に申請をし、承認を得ることとなっている。正式競技や公開競技でない競技団体が開催県に申告し、文化プログラムもしくはデモンストレーション競技という形で実施する場合がある。

また、正式競技や公開競技は当協会の加盟競技団体の競技としており、4 年に一度実施する実施競技選定で開催 7 年前までに決定される。

第 3 号:MyJSPO システムの運用開始について

(森岡専務理事)

令和 6 年度第 5 回理事会での報告のとおり、当協会事業への参加者やスポーツ愛好者が、オンラインで一元的にサービスを享受できる窓口として、「MyJSPO システム(仮称)」を構築する。

このシステムを運用することにより、スポーツ活動に有益なオンラインサービスの提供、当協会事業への参加履歴の一元管理など、利用者の利便性・効率性を高め、スポーツ活動の更なる充実を図ることとしている。また、スポーツ関係者と当協会が直接つながることが可能になるため、利用者が求めているものが把握でき、これまで以上に利用者に寄り添った価値提供も可能になると考えられる。

事業やサービスを一元化することにより、当協会のミッションである「スポーツの力で、人も社会も 元気にする仕組みを、“ともに”つくる 」ことに寄与することとし、「MyJSPO システム(仮称)」のロードマップでは、業務を3段階に分け、当協会事業での展開、スポーツ界への展開、さらに社会インフラ化ごと、開発に関わる取組を取りまとめた。

このシステムは、令和 7 年 5 月からスタートする予定で開発を進めており、日本スポーツマスターズの参加者のマイページをリリースする。また、令和 9 年度には、スポーツ少年団登録をこのシステムで行えるよう調整しており、併せて少年団活動に関わるスケジュールや出欠管理なども行うサービスを予定している。その他、国民スポーツ大会や総合型クラブ登録など当協会の主催する事業のシステム化をはじめ、一般向けのサービスも担当委員会を中心に検討していく。

以上、「MyJSPO システム(仮称)」の概要、今後の開発の方向性およびロードマップについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

(遠藤会長)

今回のシステムでは当協会事業の参加者がサービスを受けられることとなっているが、観客のデータ等を集めるなどし、ビッグデータとして活用することは検討しているか。

(森岡専務理事)

まずは当協会事業を対象にシステムを構築し、その次の段階でみる人、ささえる人等のビッグデータの扱いや活用を検討していきたい。

第 4 号：資産取得資金の積立について

(岩田常務理事)

資産取得資金は、特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金のことであり、建物の取得や改修など、資産の取得に充当するための資金であり、特定資産として保有するものである。

「MyJSPO システム(仮称)」の運用開始および今後の活用のために向けたシステム基盤開発のための経費について、「JSPO 特定費用準備資金等取扱規程」に基づき、「スポーツ情報システム構築資産」として新たに積み立てる。

システム構築の計画期間および実施時期は、令和 7 年度からの 3 年間とし、積立限度額は、令和 7 年度からの 3 年間で予定している開発内容について、システム保守委託業者が算出した必要工数等から提示された見積額を基に 2 億 9,975 万円とする。

なお、積立に必要な資金は、令和 6 年度に全額を積み立てる予定としているが、令和 6 年度決算の状況によっては、翌年度以降に分割して積み立てる可能性もあるため、最終的な積立額は、各年度決算の審議に合わせてご審議いただくことになる。

以上、資産取得資金として、2 億 9,975 万円を限度に積み立てることについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

第 5 号：顧問の推薦について

(森岡専務理事)

当協会の顧問は、定款第 32 条第 4 項により、「顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。」としている。

橋本聖子氏は、オリンピックに 7 度の出場を果たし、IOC から女性スポーツ賞 世界賞を授与されるとともに、日本スケート連盟元会長であり、令和 9 年開催の国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会を山梨県や岐阜県に開催要請をした際にも、お力添えをいただいている。

国民スポーツ大会冬季大会は、開催できる自治体が限られ、開催地の選定が難航している。そのような中、橋本聖子氏に顧問として、「スポーツ振興全般に関する支援」の職務を担っていただき、国スポの開催地の選定をはじめ、スポーツ振興全般にご支援をいただく。

また、その職務の重要性に鑑み、「顧問」の役職名に加え、「特別顧問」の名称を付与する。

以上、定款第 32 条第 4 項の「スポーツの功労者」として、橋本聖子氏を顧問に推薦することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

(遠藤会長)

国民スポーツ大会冬季大会は、開催できる自治体が限られ、開催地の選定が難航している中、橋本氏には令和 9 年開催の国民スポーツ大会冬季大会の開催地選定などで多大なる協力をいただいている。これまではスポーツ関係者として協力を依頼していたが、当協会顧問に委嘱し、開催地選定にご対応いただいた方が依頼先に対してもよいだろうと考え、今回の提案に至った。

第 6 号：事務局機構の改編及び関連規程の改定について

(岩田常務理事)

事務局機構及び事務局規程の改定について、以下のとおり説明。

事務局機構を 8 部 1 室 12 課(令和 6 年度：8 部 1 室 11 課)にて構成する。

現在、スポーツプロモーション部は、プロモーション課の 1 課制としているが、「国際交流課」を新設し、これまでプロモーション課が所管してきた国際交流にかかわる業務を移管する。スポーツを通じた国際交流については、異なる国や文化を持つ人々の交流を促進し、相互に友好的な関係を築くことが重要との認識のもと、従前から当協会において取り組んできた。また、近年では、共生社会の実現に寄与するという観点から、アセアン諸国との交流や、在留外国人の方々を対象とした交流事業を積極的に実施しており、事務局機構の中に、国際交流の名称を付した部署を持つことが、対外的にも有益と考えられる。

事務局機構の改編に伴い、事務局規程を以下の通り改定する。

- 第 3 条：「国際交流課」を追記する。
- 第 11 条・第 12 条：事務局機構改編に伴う、プロモーション課・国際交流課の所管業務を改定・新設する。

- 第10条・第11条・第15条:「JAPAN GAMESのブランディング」としていた業務は、令和5年度から6年度に行ったりブランディング作業により、タグライン、ロゴ、ビジョン、ミッション、スケジュールを定め終わったため、令和7年度からは「JAPAN GAMESに関すること」へ変更する。
- 施行日:令和7年4月1日とする。

以上、事務局機構及び事務局規程の改定と、今後事務局規程の改定により、関連規程における条番号の変更等が生じた場合の対応については、遠藤会長に一任することを併せて諮り、原案通り出席理事全員一致で可決された。

第7号:重要な使用人の選任について

(岩田常務理事)

事務局長代理の任命について、以下の通り説明。

事務局長および重要な職員の任免については、当協会定款第44条第2項において「理事会の承認を得て会長が任命する」としている。「JSPO 中期計画 2023-2027」の着実な実行や、JAPAN GAMES、部活動の地域展開をはじめとする各種事業の積極的な遂行には、引き続き当協会の事務局体制を強化・維持する必要がある。については、事務局の要である「事務局長」を補佐するため、事務局規程第22条及び第30条に基づく「事務局長代理」として、野口友里(現事務局次長)の登用を提案する。就任辞令は、令和7年4月1日付とする。

なお、金沢事務局長代理は、事務局規程第32条に基づき、令和7年3月31日をもって役職定年となり、その任から退くこととなる。

以上、事務局長代理の任命について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第8号:給与規程の改定について

(岩田常務理事)

給与規程の改定について、以下の通り説明。

国家公務員に支給される配偶者扶養手当の段階的廃止等の動向に準拠し、該当する内容を当協会の規程に反映させる。職員の給与額に直接影響する内容であることから、令和7年度と令和8年度の2回に分けて段階的に改定する。

<改定内容>

- 第25条第2項1号に定める「配偶者」に係る扶養手当
対象者に応じて現行の支給額から段階的に減額し、令和8年度以降には支給無しとする。
- 第25条第2項2号に定める「22歳以下の子、孫及び弟妹」に係る扶養手当
現行の10,000円から段階的に増額し、令和7年度は11,500円とし、令和8年度以降は13,000円に変更する。

➤ 施行日

令和 7 年度改定分を令和 7 年 4 月 1 日付、令和 8 年度改定分を令和 8 年 4 月 1 日付とする。

なお、本改定の内容については、令和 6 年 10 月 23 日に行った職員労働組合との団体交渉を通じて、合意に達している。

以上、給与規程の改定について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第 9 号：育児・介護休業等に関する規程の改定について

(岩田常務理事)

育児・介護休業等に関する規程の改定について、以下の通り説明。

令和 7 年 4 月 1 日に施行される育児・介護休業法の改定を受け、該当する内容を当協会の規程に反映させる。

令和 7 年 4 月 1 日施行分の改定ポイントは以下の通り。

＜改定のポイント＞

➤ 子の看護休暇の見直し

「子の看護休暇」は、これまで小学校就学の始期に達するまでの子を対象としていたが、改定後は「小学校 3 年生修了までの子」に拡大する。

また、取得の理由についても、これまで①「病気やけが」または②「予防接種や健康診断時の子どもの世話」に限っていたが、改定後は③「感染症に伴う学級閉鎖時の子どもの世話」と④「入園式等と卒園式への参加」も対象とする。

さらに、これまで労使協定を締結した場合に「継続雇用期間 6 カ月未満の職員」を取得対象から除外することが可能だったが、改正後はこの要件を撤廃する。

以上の改正とともに、「子の看護休暇」の名称を「子の看護等休暇」に変更する。

➤ 介護休暇を取得できる職員の要件の緩和

子の看護休暇の要件緩和と同様に、これまで労使協定を締結した場合に「雇用継続期間 6 カ月未満の職員」を取得対象から除外することが可能だったが、改正後はこの要件を撤廃する。

➤ 所定外労働の制限の対象拡大

これまで「3 歳未満の子」を養育する職員が請求可能だったが、今後は「小学校就学前の子」を養育する職員に拡大する。

➤ 施行日

令和 7 年 4 月 1 日付とする。

以上、育児・介護休業等に関する規程の改定について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

(1) 令和 7 年度スポーツ振興基金助成金の要望について

(岩田常務理事)

令和 6 年 7 月開催の第 3 回理事会において、遠藤会長に要望額を一任することを決議していた、令和 7 年度スポーツ振興基金助成金について以下の通り要望額が決定した。

令和 6 年度交付決定額に対し、3,148 万 2,000 円減の 1,588 万 1,000 円とした。これまで、この3大会の参加者の宿泊費と現地での移動交通費は当協会が負担していたが、当協会や競技団体が主催する大会では、受益者負担により、宿泊費等は参加者の自己負担が通常であり、来年度からこの3大会についても、宿泊費等は参加者負担とするため、事業費の大幅な減額となり、要望額の減額となった。

<スポーツ振興基金助成(日本スポーツ振興センター)要望額>

・第 23 回スポーツ少年団バレーボール大会： 754 万 9,000 円

(令和 6 年度交付決定額比 1,922 万 7,000 円減)

・第 47 回スポーツ少年団軟式野球交流大会： 521 万円

(令和 6 年度交付決定額比 603 万 6,000 円減)

・第 48 回全国スポーツ少年団剣道交流大会： 312 万 2,000 円

(令和 6 年度交付決定額比 621 万 9,000 円減)

合計 1,588 万 1,000 円

(令和 6 年度交付決定額比 3,148 万 2,000 円減)

(2) 日本スポーツ会議 2025 の終了について

(森岡専務理事)

日本スポーツ会議 2025が令和 7 年 1 月 20 日に開催された。本会議は、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構が主催、日本パラスポーツ協会、当協会、日本オリンピック委員会の統括3団体が共催となり、今回で3回目の開催となった。

今回は、「スポーツ基本法改正について～スポーツ立国のさらなる推進に向けて～」を全体テーマとし、スポーツ庁室伏長官の基調講演をはじめ、統括 3 団体の2025年の取組、日本スポーツ政策推進機構の活動に関する講演やスポーツ基本法改正に向けてのパネルディスカッションなどが行われた。

当協会からは、益子副会長が「2025 年 JSPO の取組～地域スポーツの目指す姿～」として本年の当協会の取組に関する講演を行うとともに、山本常務理事が「ふるさとによって立つ～国民スポーツ大会の未来形～」というテーマにて国民スポーツ大会に関する講演を行った。会議の最後には、「日本スポーツ会議 2025提言」が発表された。

(3) JSPO 加盟団体における女性役員数(令和 6 年 10 月 1 日付)について

(室伏理事)

本調査は、内閣府からの依頼に基づき、毎年実施している。令和 6 年度は、令和 6 年 12 月から令和 7 年 1 月にかけて全 126 加盟団体を対象に実施し、回収率は 100%とな

った。

調査結果概要は以下の通り。

- 女性理事の人数(全 126 加盟団体)
理事総数 2,861 名のうち、女性理事は 723 名となり、前年から 43 名増加
- 女性理事の割合
 - 全 126 加盟団体の平均：
27.2%（前年：25.4%、前年度から 1.8 ポイント増）
 - 中央競技団体の平均(正加盟・準加盟 68 団体)
32.7%（前年：30.2%、前年から 2.5 ポイント増）
※「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」の策定以降、継続して増加傾向にあり、昨年に続いて 30%を超えた。
 - 都道府県スポーツ協会の平均
18.3%（前年：17.4%、前年から 0.9 ポイント増）
 - 40%以上の団体数
全体では 126 団体中 30 団体（前年：22 団体、前年から 8 団体増）
中央競技団体では 68 団体中 23 団体（前年：16 団体、前年から 7 団体増）
- 理事・監事、評議員などの選定における女性の任用の増加に関する目標設定状況（内閣府からの依頼に基づく調査とは別に、女性登用の目標設定状況の調査を実施）
 - 中央競技団体は約 8 割(68 団体中 55 団体)が目標を設定
 - 都道府県スポーツ協会は約 4 割(47 団体中 18 団体)が目標を設定

今回の調査では、中央競技団体における女性理事の増加が順調に進んでいる一方で、約 3 分の 2 の団体は依然としてガバナンスコードで定める 40%以上の基準に達していないことが明らかになった。また、都道府県スポーツ協会では増加傾向がみられるものの、目標を設定していない団体も多いことが課題として挙げられる。この状況を改善し、さらなる女性の登用を促進するためには、目標設定の重要性を改めて周知するとともに、目標設定や実施に関する好事例を収集・共有し、各加盟団体に必要な情報を提供することが求められる。今後、本調査の結果を各加盟団体と共有し、女性の登用促進に向けて引き続き取り組んでいく。

（遠藤会長）

スポーツ団体の勲章・褒章受章者は女性が圧倒的に少ない。これは中央競技団体等の役員に女性が少なく、女性の会長や副会長がほぼいないことに起因していると考えられる。今回の調査では、都道府県スポーツ協会の女性の役員の割合は18.3%であった。都道府県スポーツ協会のみならずにも女性の役員登用にご協力いただきたい。

2. スポーツ・インテグリティ関係

スポーツ・インテグリティ関係について、以下の通り報告。

(1)公認スポーツ指導者およびスポーツ少年団登録者の処分について

(工藤理事)

公認スポーツ指導者とスポーツ少年団登録者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。公認スポーツ指導者 9 名について、処分審査会において審査し、以下の通り処分内容を決定した。

No.	登録状況	性別	処分対象となる 遵守事項の違反にかかる事実	処分内容	処分の 効力発生日
1	空手道コーチ 1/ スポーツ少年団登録 (指導者)	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 3 カ月 / 活動禁止 3 カ月	令和 7 年 1 月 10 日
2	スポーツ少年団登録 (指導者)	男性	第三者が前項各号又は前各号に 定める行為を行うことを教唆し、 幫助し、若しくはこれを是正すべ き義務を有するにもかかわらず これを放置すること、又は適切な 対応を行わないこと パワー・ハラスメント	活動禁止 36 カ月	令和 6 年 12 月 26 日
3	バレーボールコーチ 1/ スポーツ少年団登録 (指導者)	男性	パワー・ハラスメント 不適切又は不合理な指導	資格停止 6 カ月 / 活動禁止 6 カ月	令和 7 年 1 月 21 日
4	スタートコーチ (ジュニア・ユース)/ スポーツ少年団登録 (指導者)	男性	心理的ハラスメント・虐待	資格停止 2 カ月 / 活動禁止 2 カ月	令和 7 年 2 月 25 日
5	スポーツ少年団 登録(指導者)	男性	暴言その他の精神的虐待	活動禁止 6 カ月	令和 7 年 2 月 25 日
6	ソフトテニスコーチ 1	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 7 カ月	令和 7 年 2 月 25 日
7	バドミントンコーチ 1	男性	暴言その他の精神的虐待	資格停止 3 カ月	令和 7 年 2 月 25 日
8	ソフトボールコーチ 1・ アシスタントマネジャー /スポーツ少年団登録 (スタッフ)	男性	登録者等としての職務又は地位 に関連して受領する補助金に関 連して、要綱等に違反し、又は不 正を行うこと	資格停止 18 カ月/ 活動禁止 18 カ月	令和 7 年 2 月 20 日
9	スケートコーチ 1	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 8 カ月	令和 7 年 2 月 21 日

※No.3 に記載の処分内容は、令和 6 年度第 5 回理事会にて報告したスポーツ仲裁パネルによる仲
裁判断において、当協会の処分内容が取り消された処分対象者に対して、処分審査会にて再度処
分内容を検討し、改めて処分した内容である。

(2)スポーツ団体ガバナンスコード適合状況(自己説明・公表)について

(工藤理事)

当協会では、更なるガバナンスの向上を目指し、自身のガバナンスコード適合状況を、年に1回更新し、ホームページで公表している。

令和7年2月25日開催の倫理・コンプライアンス委員会において、令和6年度における適合状況の確認を行い、最新の情報に更新した。

なお、令和5年9月29日にガバナンスコードが改定された後、改定内容に基づく更新は今回が初めてとなる。

主な更新内容は以下の2点である。以下の2点のほか、軽微な内容の語句の更新を行っている。

➤ 審査項目通し番号 9

この審査項目では、「最長期間に達した理事が再び選任されるまでに少なくとも任期2期分の経過期間が定められているか」とする基準が追加されたため、評議員および役員選任規則において、再任期間を満了した理事については、満了後4年(2期)経過した時点で、再び理事候補者となることができると定めていることを追記した。

➤ 審査項目通し番号 10

この審査項目では、「役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置していること、また構成員の半数以上を現職の理事(外部理事を含む)が占めていない」、とする基準が追加されたため、役員候補者選考委員会規程において、外部有識者を若干名配置することを定めていること、また委員の過半数は理事以外のものでなければならないとしていることを追記した。

(遠藤会長)

スポーツ団体ガバナンスコードが令和元年に策定され、令和5年に改正されたが、様々な意見をいただいている。特に中央競技団体からは、国際競技団体(IF)の役員になるためには、NFの役員任期の10年では世界に出ていくためには期間が短く、配慮できないかという声がある。この件については、引き続き議論をしていきたいと考えているため、ご意見があればぜひお寄せいただきたい。

(角屋理事)

60歳を超えてから役員になり、70歳を超えても役員として活躍してほしい方がいることがある。宮城県スポーツ協会内では定年を75歳にしてはどうかといった意見も出ている。JSPOでは理事の定年を70歳から上げる予定などはあるか。

(岩田常務理事)

当協会では理事は選任時において70歳未満としているが、学識経験者は定年制を適用しないことができるとしている。なお、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>では、「理事の就任時の年齢に制限を設けること」のみ定められており、具体的な定年年齢の定めはない。

(遠藤会長)

スポーツ団体の不正受給が相次ぎ、具体的なガバナンス強化策が求められ、スポーツ団

体ガバナンスコードができた経緯がある。しかしながら、企業などでの勤めを終えてからスポーツ団体の役員として活躍される方がいることや、活躍できる年齢の幅が広がっている現状も踏まえ、議論が必要だろう。

3. 国民スポーツ大会関係

国民スポーツ大会関係について、以下の通り報告。

(1) 今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議について

(森岡専務理事)

本有識者会議は、本年度中に当協会理事会へ提言を示すこととなっており、現状の進捗としては、令和 7 年 3 月 10 日に開催する第 3 回会議において、提言を取りまとめるため、現在準備を進めている。

議論の論点においては、大会の改革の方向性として、以下の 8 つの項目がある。各項目においてそれぞれ改革の方向性を取りまとめる予定である。

<議論の論点>

- 開催の時期及び開催期間
- 開催の頻度
- 都道府県対抗と総合成績
- 開催地及び競技施設
- 総合開・閉会式の在り方
- 競技の規模・参加者
- 負担軽減
- 関連事項

今後は、第3回会議において、提言(案)を審議し、提言が確定した後、当協会理事会に対して、令和 7 年3月中に提言をいただくことになる。いただいた提言は、令和 7 年4月16日に開催予定の令和7年度第1回理事会にて報告する予定である。

(2) 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会及びスキー競技会の開催地について

(山本常務理事)

令和 9 年に開催する第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会のショートトラックとフィギュアスケートを山梨県に対して、スキー競技会を岩手県に対して、開催要請を行ったところ、山梨県から令和 6 年 12 月 25 日付で、岩手県から令和 6 年 12 月 26 日付で、開催受諾書をいただいた。その後、必要な手続きを経て、令和 7 年1月 21 日にそれぞれを開催地に決定した。

冬季大会の開催地選定が難航する中、山梨県および岩手県に対しまして、厚くお礼申し上げます。

なお、スケート競技会のスピードスケートについては、現在岐阜県に開催要請中であり、アイスホッケー競技会については、現時点では未定である。

(3) 第 79 回国民スポーツ大会冬季大会(秋田県・群馬県・岡山県)の終了について

(山本常務理事)

第 79 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会は、令和 7 年 1 月 26 日から 2 月 5 日まで、群馬県渋川市および岡山県岡山市、倉敷市において開催した。

岡山県でのスケート競技会およびアイスホッケー競技会の開催は、初めてとなり様々な苦労があったと聞いているが、関係の皆さまのご尽力により、盛会裏に終了した。

スキー競技会は、令和 7 年 2 月 13 日から 16 日まで、秋田県鹿角市にて開催した。

秋田県での開催は、3 年ぶり 9 回目の開催となり、前回大会は新型コロナウイルス感染症の影響により無観客での大会であったが、今回は有観客の開催となり、スキー競技会についても盛会裏に終了した。

企業協賛・PR 施策については、以下の通り。

➤ JAPAN GAMES パートナープログラムの実施

当協会が獲得する JAPAN GAMES パートナーのほか、岡山県の競技会の冬季国スポパートナーとして、株式会社 JTB 岡山支店様にご支援をいただき、競技会場では各社様の企業ロゴ入り看板の掲出を行った。

➤ インターネット動画配信サービス「JSPO TV 国スポチャンネル」の配信

JAPAN GAMES パートナーの時事通信社様のご協力のもと、スケート競技会、アイスホッケー競技会のライブとアーカイブ配信を各開催地実行委員会と共同で行い、大会期間中は多くの方にご視聴をいただいた。

➤ JAPAN GAMES ブランド認知向上のための施策

競技会場内外へ JAPAN GAMES スイングバナーを掲出した。

冬季大会の開催地選定が大変厳しい中、また、短い期間で準備や運営にご尽力いただいた群馬県、岡山県および秋田県の皆様、スポンサー企業の皆様、関係者の皆様に重ねて御礼申し上げます。

(松井理事)

今回、西日本で初めて国民スポーツ大会冬季大会を岡山県で開催した。岡山市や倉敷市には常設のスケートリンクがあり、トップアスリートも輩出している。今回は小学生・中学生・高校生が大会に参画し、おもてなし等手作りの大会をコンセプトにした。この大会開催の実績をもとに、岡山県内でいかに冬季スポーツを活性化させていくかが大きな課題である。アイスホッケー競技の部活動の新設などの動き等も出ているため、冬季スポーツの活性化に向けて岡山県内で取り組んでいきたい。

(遠藤会長)

近年、スケートリンクを備えた複合施設も建設され始めている。今後こういった複合施設が増え、西日本でも冬季スポーツが活性化することを期待している。

4. 国際交流関係

国際交流関係について、以下の通り報告。

(1) 第1回日韓中青少年冬季スポーツ交流(派遣)の終了について

(森岡専務理事)

本交流は、日本、韓国、中国の政府間で開催されている「日中韓スポーツ大臣会合」での「3 カ国間の交流協力の拡大」の方針を踏まえ、これまで日韓の 2 カ国間で行ってきた日韓冬季スポーツ交流に中国を加えて開催することとなったもので、新型コロナウイルス感染症の影響等による延期を経て、第1回を韓国にて開催した。

令和7年1月19日から24日の6日間、森岡専務理事を団長として、北海道スポーツ協会から選出された中学生年代の4競技6種目の選手並びに指導者と本部役員を加えた計133名を韓国に派遣した。

期間中は、ソウル特別市、京畿道、江原特別自治道の各会場に分かれて、練習や公式試合が行われた。特に、スキー、アイスホッケーにおいては、2018年平昌冬季オリンピックの会場を使用するなど、選手には大変貴重な経験となった。

また、3カ国の選手は競技以外の場面でも、国境や言語の壁を越え、積極的に交流を深める姿が多くみられるなど、充実した期間を過ごし、交流は盛会裏に終了することができた。

なお、来年度の交流は、北海道において開催を予定している。

本交流実施にあたり、多大なるご尽力を賜りました韓国・大韓体育会、選手団の派遣など諸準備にご協力いただいた北海道スポーツ協会並びに関係競技団体をはじめとする全ての関係の皆様に厚く御礼申し上げます。

(高野理事)

今回の交流に参加した選手団からは盛会裏に終了したとの報告を受けている。来年度は北海道での開催となるため、選手団の受入に向けて準備を進めていきたい。

5. 日本スポーツマスターズ関係

日本スポーツマスターズ関係について、以下の通り報告。

(1) 日本スポーツマスターズ2026石川大会の会期について

(坂元副会長)

令和7年2月19日開催の日本スポーツマスターズ委員会にて、日本スポーツマスターズ2026石川大会の会期が決定した。令和8(2026)年開催の日本スポーツマスターズの開催地は既に石川県に決定しているが、会期についてはこれまで石川県と協議してきた。その結果、開会式は令和8年9月18日、各競技を令和8年9月19日から22日までの4日間に開催することとした。

一部競技については、例年と同様に会期前実施となり、水泳競技は国民スポーツ大会や他の国内競技大会との重複を避けるため、8月29日、30日の2日間とした。また、ゴルフ競技は、従前からゴルフ場の営業等を考慮し平日開催としていることや、他の国内競技大会との重複を避けるため、9月28日から30日の3日間とした。

なお、実施競技については、現行の13競技とする。

6. 生涯スポーツ推進関係

生涯スポーツ推進関係について、以下の通り報告。

(1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2025 の終了について

(森岡専務理事)

本会議は、スポーツ庁ならびに当協会をはじめとするスポーツ関係8団体と開催県で構成する「生涯スポーツ・体力づくり全国会議実行委員会」が主催し、毎年開催している。本年は公益財団法人ミズノスポーツ振興財団からの助成や企業・団体からの協賛をいただき、令和7年2月7日に石川県立音楽堂において開催し、485名の参加を得た。

今回は、全体テーマを「『スポーツの価値』の更なる向上を目指して」とし、全体会では「国民のスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上に向けて」をテーマにトークセッションを行い、スピーカーとして、スポーツ庁の室伏長官をはじめ4名の方々に、それぞれのお立場から発言いただいた。

分科会は、主催団体がそれぞれ担当し、4つのテーマで開催した。当協会が担当した第1分科会では、「『女性のライフステージに応じた運動習慣の確立と健康増進に向けた多面的アプローチ』～運動・スポーツの多様なかたちと役割を考える～」をテーマに実施した。女性スポーツ委員会の委員長でもある室伏理事をコーディネーターに、3名のパネリストからの発表に加えて、参加者からの質問への回答も含めたディスカッションをとおして、女性の「運動習慣」について議論し、女性がスポーツを享受できる社会の実現を目指していくことの重要性について考える機会となった。

7. スポーツ指導者育成関係

スポーツ指導者育成関係について、以下の通り報告。

(1) 公認スポーツコーチングリーダー養成講習会(日本郵政関係)の受講状況について

(勝田理事)

運動部活動の地域連携を含む地域スポーツの最適化を支援することを目的に、新規に令和6年4月から開始した日本郵政の協賛を得たオンライン講座のうち、日本郵政社員の受講状況については、令和6年度全体では受講者数422名となり、修了者415名、未修了者7名となった。修了する割合は98%となり、非常に高い水準である。

来年度以降も同社との連携を図り、より多くの方に修了いただくよう取り組んでいく。

(高野理事)

日本郵政は地域とのつながりも強いため、都道府県別の受講状況を知りたい。都道府県別の受講者数等の公表の予定はあるか。

(森岡専務理事)

都道府県別の受講状況の詳細については、現時点では出せる状況にない。今年度講習会の修了率は高かったものの受講人数はもっと増やしていきたいと考えている。都道府県スポーツ協会、約40万人いる日本郵政グループ社員との連携を深め、地域スポーツの最適化に向けて取り組んでいきたい。

(遠藤会長)

スポーツに関心が高い様々な企業とも連携して、地域スポーツを活性化させる取組を促進していきたい。

(勝田理事)

公認スポーツコーチングリーダーは、技術指導だけではなく、安全・安心で基礎的なスポーツ指導や運営にあたる方のための資格である。資格の趣旨も伝えながら、指導者の活躍の場の充実を図っていきたい。

8. スポーツ少年団関係

スポーツ少年団関係について、以下の通り報告。

(1) 全国スポーツ少年団競技別交流大会について

(益子副会長)

日本スポーツ少年団が、当該中央競技団体等との共催で実施する全国スポーツ少年団競技別交流大会については、昨年度末に「大会の内容・運営方法を改善し、当面の間継続することとしていた。これに伴い、子どもたちにとって、より望ましい大会の開催・普及に向けた大会レギュレーション(いわゆるルールや基準、方針など)を今年度中に策定し、来年度の主催大会から順次導入していくこととしていた。また、いわゆる「日本一を決める全国大会」とは一線を画すものとして、大会の名称変更を検討することとしていた。

この度、プロジェクトチームでの検討、所管部会での協議を経て、令和 7 年 2 月 28 日開催の日本スポーツ少年団常任委員会および令和 7 年 3 月 1 日開催の委員総会にて、大会レギュレーションおよび新名称が承認された。

<ジュニア・ユース大会レギュレーション>

日本スポーツ少年団では、3 歳から概ね 18 歳までの年代を「ジュニア・ユース世代」と定義しており、この世代のスポーツ大会の在り方を示すとともに、将来的にはスポーツ少年団以外の大会にもこのレギュレーションの考えが浸透することを目指す。

レギュレーションは、「交流機会の充実」、「出場機会の確保」、「スポーツ・インテグリティの強化」の 3 つの柱を設定している。

➤ 交流機会の充実

スポーツを通じた交流は、ジュニア・ユース世代のこころとからだの成長にとって重要な機会となるため、チームの垣根を越えてプレーヤー同士が交流できる機会を提供する。

➤ 出場機会の確保

試合・ゲームでチャレンジすることは、プレーヤーがスポーツのたのしさを感じる重要な機会である。勝敗にかかわらず、複数の試合・ゲームを提供し、より多くのプレーヤーが試合・ゲームに出場できる環境を整備する。

➤ スポーツ・インテグリティの強化

スポーツにおける反倫理的行為の根絶(NO!スポハラ)、アンチ・ドーピング活動の推進、ガバナンスの向上など、スポーツ・インテグリティの強化は、スポーツの価値や

魅力を高め、ジュニア・ユース世代の健全な成長に貢献する。

プレーヤーはもちろん、指導者や保護者なども大会の中でスポーツ・インテグリティを学ぶことができる機会を提供する。

各都道府県や市区町村のスポーツ少年団においては、大会の規模や会場、また、スタッフ数などの状況は様々であるため、実情に合わせながら、取組可能なものを順次導入していただきたいと考えている。

＜全国スポーツ少年団競技別交流大会新名称「エンジョイ！スポーツフェスティバル」＞
団員同士の交流を一番大切な目的としているものの、「全国大会」と略されて呼ばれるケースも多いことから、いわゆる「日本一を決める全国大会」と同じように捉えられている面もある。そこで、「ジュニア・ユース大会レギュレーション」に基づき、子どもたちにとってより望ましい大会の開催・普及に取り組んでいくにあたり、「日本一を決める全国大会」とは一線を画すものであることを大会名称からも表していくべく、来年度の大会から「エンジョイ！スポーツフェスティバル」に名称を変更する。

現在実施している３大会を『エンジョイ！「競技名」フェスティバル「西暦」』とする。

（各大会名称）

- ・エンジョイ！軟式野球フェスティバル 2025
- ・エンジョイ！バレーボールフェスティバル 2025
- ・エンジョイ！剣道フェスティバル 2026

※剣道は３月開催のため、同一年度内だが、2026とする。

新たな大会名称では、これまでの通算回数から開催年の西暦表記に変更するとともに、全国から集まる仲間と試合や交流を通じて「スポーツの楽しさ」、「ワクワク」を感じてもらいたいという思いを込めて、「エンジョイ」、「フェスティバル」の言葉を採用した。

これらの言葉は、参加者はもちろん、応援する人や大会運営に関わる人たちにとってもポジティブで、共通の合言葉になることを願っている。そして、これまで以上に、スポーツ少年団の団員たちが、スポーツの醍醐味、成長を実感できる大会にしていきたいと考えている。

9. 総合型地域スポーツクラブ関係

総合型地域スポーツクラブ関係について、以下の通り報告。

(1) 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の認証制度の運用開始について

（森岡専務理事）

「総合型クラブ登録・認証制度」は、日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)が統括し、都道府県行政、都道府県スポーツ協会、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と共に、第３期スポーツ基本計画に基づき、登録・認証制度という共通理解を基に役割分担した上で運用する制度である。

「登録・認証制度」の 2 階建て構造の 1 階部分にあたる「登録制度」については、令和 4 年度から運用を開始し、令和 6 年度は全国で 1,087 クラブが登録している。2 階部分の「認証制度」は、登録したクラブがその特徴を活かし、更なる発展や成長を目指すことを目的に、地域課題の解決や、地域スポーツ環境の発展に繋がるタイプ認証を用意し、タイプ別の認証基準を満たしていると認められる「登録クラブ」を認証する制度となる。

「認証制度」は、登録クラブが自らの希望により申請するもので、複数タイプの認証も可能とすることとしている。申請条件としては、①登録クラブであること、②総合型クラブとして法人格を有していることのほかに、タイプ別認証ごとに申請条件を設ける場合がある。認定有効期間は、認定時から認定後 4 年以内に終了する事業年度の 3 月末日までとし、4 年度ごとに更新となる。タイプ別認証の種類については、現時点では資料記載の「部活動の地域展開タイプ」、「介護予防タイプ(仮)」、「障がい者のスポーツ推進タイプ(仮)」の 3 つを検討しており、令和 7 年度からは「部活動の地域展開タイプ」の運用を開始する。

「部活動の地域展開タイプ」では、先ほどの 2 つの申請条件に加え、『③部活動の地域展開における、地域スポーツクラブ活動の運営団体を担っていること』という条件を設けている。

登録クラブを増やすことにも引き続き取り組むとともに、4 月からの認証制度の運用開始と合わせて「登録・認証制度」として、より一層制度の周知を進めていく。

10. 地域スポーツ関係

地域スポーツ関係について、以下の通り報告。

(1) スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携促進について

(益子副会長)

第 2 回地域スポーツ連携促進会議を令和 7 年 1 月 27 日に開催した。

主な内容は、以下の 3 点である。

- スポーツ少年団と総合型クラブの現状について
スポーツ少年団と総合型クラブを取り巻く環境の現状や基礎情報について、改めて会議メンバーの共有理解を図った
- 連携パターンについて
単位団と総合型クラブの連携パターンについて協議を行い、「連携の理想形は地域の中のエコシステムづくり」であることなどについて意見が交わされた。
- 連携促進に向けたフェーズ I の取組について
2025 年度までに取り組むフェーズ I の施策についてグループディスカッションを行い、今後の取組の進め方や優先順位等について意見交換を行った。

第 3 回連携促進会議は令和 7 年 4 月から 5 月に実施を予定しており、第 2 回会議で出たご意見を基に具体的な施策内容について検討する。

令和 7 年度は 3 回～4 回会議を開催し、既存事業における連携方法や新規事業の検討、連携による効果等を検証する。

(山本常務理事)

「地域の中のエコシステム」とはどのようなイメージか。

(事務局)

エコシステムは地域の資源(ひと、施設、経費等)を共有し、有効に活用するというものである。

その他

遠藤会長から以下の4点について、情報提供を行った。

➤ スポーツ基本法の改正について

現在、超党派のスポーツ議員連盟内に設けたスポーツ基本法改正PTにて議論をしている。各党への説明も終わり、今月末には骨子を取りまとめる。その後 4 月に内閣法制局で法律(案)を作り、各政党に意見聴取をする予定である。5 月には国会に提出したいと考えている。意見等があれば、ぜひお寄せいただきたい。

➤ スポーツベッティングについて

昨今、スポーツ選手のオンラインカジノ等が問題になっている。スポーツ選手がスポーツに賭け、不正行為につながる懸念もある。欧州評議会はマコリン条約と呼ばれるスポーツ競技の不正操作・腐敗防止に関する条約を制定し、批准を働きかけている。日本の国会においても批准に関する議論が始まっている。

➤ e スポーツ、マインドスポーツについて

スポーツ基本法改正の中で e スポーツの記載方法について議論している。IOCは、e スポーツの大会を主催するほか、様々な企業においても e スポーツに関する取組が行われている。また、ペア碁、チェス・囲碁などのマインドスポーツをどう取り組んでいくか、日本ではどこが統括するか等の議論も今後必要だろう。

➤ 地域スポーツについて

教員の「教職調整額」を来年から段階的に 10%に引き上げることとなった。教員の業務量・残業時間削減に向けた取組などにより、地域で学校運動部活動の指導に取り組むのか、教員が兼職で指導をするかの整理が進んでいる。学校の仕組みも変わってきてつつある。各都道府県における現状をぜひ情報提供いただきたい。

以上の諸報告をいずれも了承後、16 時 5 分に閉会。